

[「低炭素建築物新築等計画の技術的審査」の業務範囲について](#)

2012-11-22

関連行政と住宅性能評価・表示協会に対して、「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査」の業務範囲等を以下の内容で報告しました。

低炭素建築物新築等計画認定制度に関わる審査・業務範囲

平成 24 年 11 月 22 日

株式会社トータル建築確認評価センター

住宅	技術的審査を実施する。 *国土交通省中部整備局長登録住宅性能評価機関として審査します。
実施する場合の 業務区域	三重県・愛知県・岐阜県

非住宅	技術的審査を実施する *三重県知事指定建築確認検査機関として審査します。
実施する場合の 業務区域※	三重県
規模等の制限※	建築基準法第 6 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの (床面積 5 0 0 m <sup>2</sup> 以下)

問い合わせ窓口	住宅・非住宅	品確法審査課		佐久間直子
	TEL	(059) 381-2057	FAX	(059) 369-1031
	電子メール	total@mecha.ne.jp		